

介護報酬改定の主な事項について

【令和6年度】

令和6年6月
大分市指導監査課

はじめに

日頃から介護保険行政の推進にご協力いただきありがとうございます。

本資料は令和6年度介護報酬改定事項の概要をお示しするものであり、主な改正点等を掲載しています。制度改正の詳細や大分市からの通知については、厚生労働省ホームページ及び大分市ホームページにてご確認ください。

各事業者におかれましては、人員、設備、運営に関する各基準や加算の算定要件等を十分ご確認ください、適正な事業運営を行っていただくようよろしくお願いいたします。

改定の施行時期について

令和6年度介護報酬改定の施行時期については、令和6年度診療報酬改定が令和6年6月1日施行とされたこと等を踏まえ、サービスによって介護報酬改定の施行時期が異なります。

- 令和6年4月1日施行・・・下記以外のサービス
- 令和6年6月1日施行・・・訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション

また、補足給付に関わる見直しは以下のとおりとなります。

- 令和6年8月1日施行・・・基準費用額の見直し
- 令和7年8月1日施行・・・多床室の室料負担

1.介護サービス基準等の改正について

主な改正点

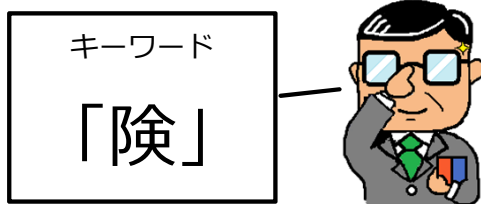
- ①「書面掲示」規制の見直し・・・P 6
- ②入所者（利用者）の安全等の検討委員会の設置の義務付け・・・P 7
- ③協力医療機関との連携体制の構築（1）・・・P 8
- ④協力医療機関との連携体制の構築（2）・・・P 9
- ⑤緊急時等の対応方法等の定期的な見直し・・・P 10
- ⑥身体的拘束等の適正化の推進（1）・・・P 11
- ⑦身体的拘束等の適正化の推進（2）・・・P 12
- ⑧身体拘束廃止未実施減算・・・P 13
- ⑨医療機関のリハビリテーション計画書の受け取りの義務化・・・P 14
- ⑩モニタリング実施時期の明確化等・・・P 15
- ⑪一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入・・・P 16
- ⑫同一建物等居住者にサービスを提供する場合の報酬の見直し・・・P 17
- ⑬同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント・・・P 18

①「書面掲示」規制の見直し

対象サービス：全サービス

事業所の運営規程の概要等の重要事項等について、「書面掲示」に加え、原則として重要事項等の情報を「ウェブサイト」（注1）に掲載しなければならないこととなりました。

（注1）ウェブサイトは、法人のホームページ等又は情報公表システムのことをいいます。



※令和7年3月31日まで経過措置あり

②入所者(利用者)の安全等の検討委員会の設置の義務付け

対象サービス：

施設系サービス（介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院）、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護

介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、施設（事業所）の状況に応じて、入所者（利用者）の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置が義務づけられました。

- ◆ 入所者（利用者）の安全等の検討委員会を設置し、定期的な開催が必要となりました。

※令和9年3月31日まで経過措置あり

③協力医療機関との連携体制の構築（１）

対象サービス：施設系サービス、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護

施設（事業所）内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下でより適切な対応を行う体制を確保する観点から、協力医療機関について見直しが行われました。

- ◆ 施設系サービス・・・以下の1.2.3を満たす協力医療機関を定めることが義務化されました。

※令和9年3月31日まで経過措置あり

- ◆ 特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護・・・以下の1.2を満たす協力医療機関を定めるように努めることとなりました。

1. 入所者（利用者）の病状の急変時等に、**医師又は看護職員が相談対応を行う体制**を常時確保

2. 診療の求めがあった場合に、**診療を行う体制**を常時確保

3. 入所者の病状の急変時等に、施設又は協力医療機関等の医師が診察を行い、**入院を要すると認められた入所者の入院を原則受け入れる体制**を確保（病院に限る。）

④協力医療機関との連携体制の構築（２）

対象サービス：施設系サービス、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護

- ◆ １年に１回以上、協力医療機関との間で、入所者（利用者）の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、**協力医療機関の名称、協力内容がわかる書類等について**、大分市長寿福祉課へ届出が必要となりました。
- ◆ 入所者（利用者）が協力医療機関等に入院後、**退院可能となった場合に、速やかに再入所（入居）させることができるよう努めること**となりました。

<新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携>

- ◆ 感染者の診療等を行う協定締結医療機関（第二種協定指定医療機関）と連携し、新興感染症発生時等における**対応を取り決めるよう努めること**となりました。
- ◆ 協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合には、当該協力医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について**協議を行うことが義務づけられました**。

⑤緊急時等の対応方法等の定期的な見直し

対象サービス：介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

入所者への医療提供体制を確保する観点から、あらかじめ定める緊急時等における対応方法について見直しが行われました。

- ◆ これまでは、配置医師との連携方法その他緊急時等における対応方法を定めるのみでしたが、今後は配置医師だけでなく協力医療機関の協力も得て、配置医師及び協力医療機関との連携方法その他緊急時等における対応方法を定めることとなりました。
- ◆ また今後は、1年に1回以上、配置医師及び協力医療機関の協力を得て、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて変更を行わなければならないこととなりました。

⑥身体的拘束等の適正化の推進（１）

対象サービス：

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、居宅介護支援、介護予防支援

（※上記サービス以外は既に義務化。）

身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、全サービスに以下の点が義務づけられました。

1. 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

2. 記録の義務付け

- ◆ 身体的拘束等を行う場合には、態様、時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録すること。

⑦身体的拘束等の適正化の推進（２）

対象サービス：

短期入所生活介護、短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護
（※施設系サービス、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護は既に義務化。）

現行の対応（P 11の1、2）に加えて、以下の措置を講じることが義務づけられました。

3.委員会開催

◆ 3月に1回以上開催し、
結果を職員に周知すること。

4.指針の整備

5.研修の実施

◆ 年2回以上開催すること。

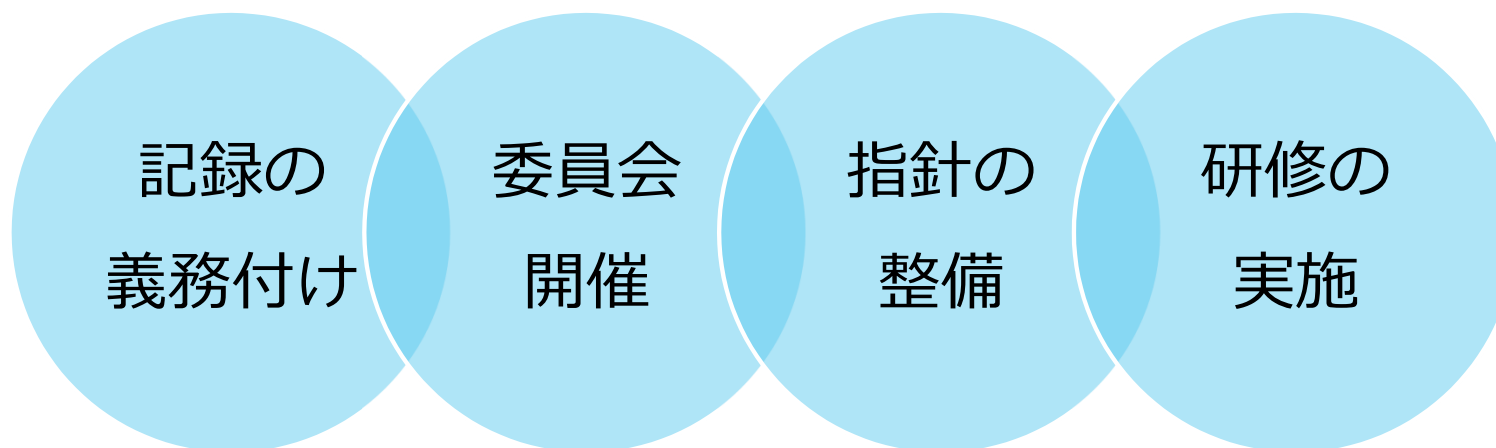
※令和6年度に新たに設けられたサービスのみ令和7年3月31日まで経過措置あり

⑧身体拘束廃止未実施減算

対象サービス：

短期入所生活介護、短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護
(※施設系サービス、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護は既に減算対象。)

P 1 1、P 1 2 記載の以下の措置が講じられていない場合、
所定単位数から減算となります。



- ・ 上記の措置の1つでも講じられていなければ減算となります。

※令和6年度に新たに設けられたサービスのみ令和7年3月31日まで経過措置あり

⑨医療機関のリハビリテーション計画書の受け取りの義務化

対象サービス：訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション

退院時の情報連携を促進し、退院後早期に連続的で質の高いリハビリテーションを実施する観点から、医療機関のリハビリテーション計画書等の受け取りが義務づけられました。

- ◆ 入院中にリハビリテーションを受けていた利用者に対し退院後のリハビリテーションを提供する際の計画を作成するに当たっては、入院中に医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等を入手し、内容を把握しなければならないこととなりました。
- ◆ 計画作成に当たっての詳しい内容は、大分市集団指導の資料掲載ページの「関連リンク」の欄に掲載している資料★「令和6年3月15日付け介護保険最新情報vol.1217（リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について）」をご覧ください。

⑩モニタリング実施時期の明確化等

対象サービス：福祉用具貸与

福祉用具貸与のサービスの質の向上を図る観点及び福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全を確保する観点から、以下の内容が義務づけられました。

- ◆ 福祉用具貸与計画にモニタリングの実施時期を記載し、その時期にモニタリングを実施することが義務づけられました。
- ◆ モニタリングの結果を記録し、その記録を介護支援専門員に報告することが義務づけられました。

⑪一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入

対象サービス：福祉用具貸与、特定福祉用具販売、居宅介護支援、介護予防支援

一部の福祉用具について、貸与と販売の選択制が導入されました。選択制の福祉用具の提供に当たっては、以下の対応が必要となります。

【貸与・販売前】・・・福祉用具専門相談員又は介護支援専門員が実施

- ◆ 利用者が貸与又は販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行い、必要な情報の提供を行う。
- ◆ 医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえ、提案を行う。

【貸与後】・・・福祉用具専門相談員が実施

- ◆ 利用開始後6月以内に少なくとも1回モニタリングを実施し、貸与継続の必要性を検討する。

【販売後】・・・福祉用具専門相談員が実施

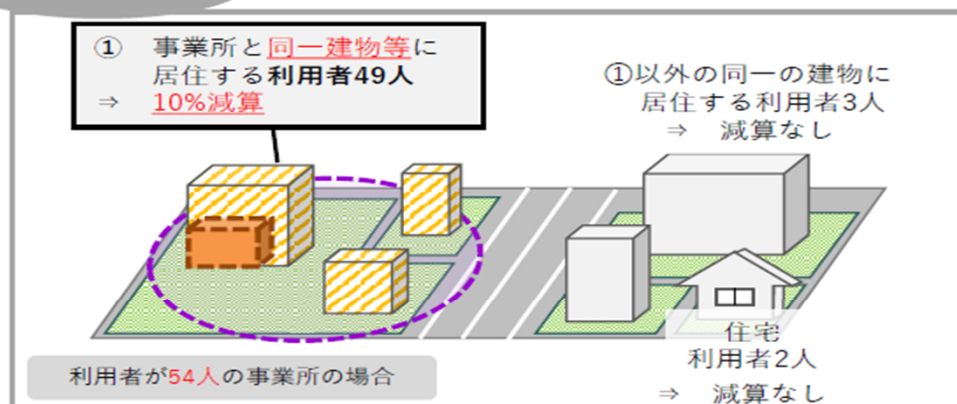
- ◆ 販売計画の目標の達成状況を確認する。
- ◆ 利用者等からの要請等に応じて福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は使用方法の指導や修理等を行うよう努める。

⑫同一建物等居住者にサービスを提供する場合の報酬の見直し

対象サービス：訪問介護

利用者のうち、一定割合以上が同一建物等に居住する者への提供である場合に、報酬の適正化を行う新たな区分（以下の④12%減算）が設けられました。

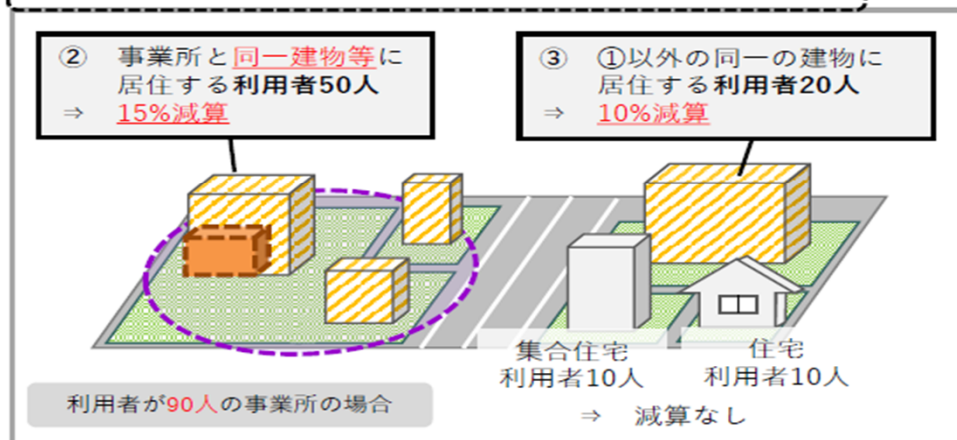
現行(例)



改定後(例)



事業所と同一建物等に居住する利用者が50人以上の場合



減算の内容	算定要件
10%減算	①：事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②及び④に該当する場合を除く。）
15%減算	②：事業所と同一敷地内または隣接する敷地内に所在する建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合
10%減算	③：上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合）
12%減算	④：正当な理由なく、事業所において、前6月間に提供した訪問介護サービスの提供総数のうち、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②に該当する場合を除く）に提供されたものの占める割合が100分の90以上である場合

脚注：



訪問介護事業所



改定後に減算となるもの



現行の減算となるもの



減算とならないもの

⑬同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント

対象サービス：居宅介護支援

利用者が居宅介護支援事業所と併設・隣接している有料老人ホーム等に入居している場合や、複数の利用者が同一の建物に入居している場合には、介護支援専門員の業務の実態を踏まえた評価となるよう見直しが行われました。

＜現行＞

なし



＜改定後＞

同一建物に居住する利用者（以下に該当する者）へのケアマネジメントは、所定単位数の95%を算定

対象となる利用者は以下のとおりです。

- ◆ 事業所の所在する建物と同一の敷地内、隣接する敷地内の建物又は事業所と同一の建物に居住する利用者
- ◆ 事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（上記を除く。）に居住する利用者

2. 経過措置が終了となった事項

令和5年度末で経過措置が終了となった事項

以下に掲げる項目については、令和6年3月31日で経過措置が終了しました。運営基準等を満たすことができているか、改めて改定事項をご確認いただき、必要な対応をお願いいたします。

- ①感染症対策の強化・・・P 2 1
- ②業務継続に向けた取組の強化・・・P 2 2
 - 業務継続計画未策定減算・・・P 2 3
- ③認知症介護基礎研修の受講の義務付け・・・P 2 4
- ④高齢者虐待防止の推進・・・P 2 5
 - 高齢者虐待防止措置未実施減算・・・P 2 6
- ⑤口腔衛生管理の強化・・・P 2 7
- ⑥栄養ケア・マネジメントの強化・・・P 2 8

①感染症対策の強化

対象サービス：全サービス

事項	内容
委員会 開催	● 概ね6月に1回（施設系サービスは3月に1回）以上開催するとともに、感染症流行時等必要に応じ随時開催し、事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討 ● 感染対策の知識を有する者を含む幅広い職種で構成し、感染対策担当者を決めておく ● 他の会議体と一体的に設置・運営することや、他サービス事業者と連携等により行うことも差し支えない
指針の 整備	● 指針には以下の項目の記載が必要 ① 平常時の対策（事業所内の衛生管理、ケアにかかる感染対策等） ② 発生時の対応（発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、大分市等の関係機関との連携、連絡体制等の整備等）
研修の 実施	● 年1回（施設系サービス、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護は年2回）以上＋新規採用時 ● 事業所内研修で差し支えないが、研修の実施内容等については記録することが必要
訓練の 実施	● 年1回（施設系サービス、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護は年2回）以上 ● 机上訓練でも可 ● 指針及び研修内容に基づき、発生時において迅速に行動できるよう、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習等を行う

②業務継続に向けた取組の強化

※減算については次頁に掲載

対象サービス：全サービス

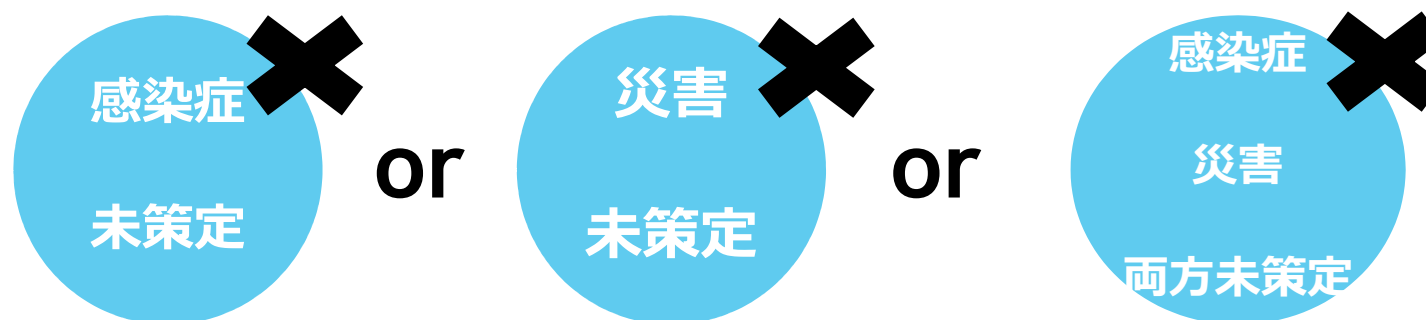
事項	内容
業務継続 計画の 策定	● 計画には以下の項目の記載が必要 ① 感染症に係るもの a. 平時からの備え（体制構築・整備、感染防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） b. 初動対応 c. 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） ② 災害に係るもの a. 平常時の対応（建物・設備の安全対策、ライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） b. 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） c. 他施設及び地域との連携 ● 感染症に係る計画、感染症対策の指針、災害に係る計画、非常災害に関する具体的計画は、それぞれに対応する項目を適切に設定していれば、一体的に策定しても構わない ● 他のサービス事業者と連携等により策定しても差し支えない（研修及び訓練の実施も同様） ● 定期的に見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行う
研修の 実施	● 年1回（施設系サービス、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護は年2回）以上＋新規採用時 ● 全ての従業員の参加が望ましい（訓練も同様） ● 感染症対策の研修と一体的に実施することも差し支えない ● 研修の実施内容等については記録することが必要
訓練の 実施	● 年1回（施設系サービス、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護は年2回）以上 ● 机上訓練でも可 ● 業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害発生時のケアの演習等を行う ● 感染症対策の訓練及び非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えない

※居宅療養管理指導は、令和9年3月31日まで経過措置あり

業務継続計画未策定減算

対象サービス：全サービス（居宅療養管理指導、特定福祉用具販売を除く。）

P 2 2 記載の感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、所定単位数から減算となります。



- ・ 基準を満たさない事実が生じた時点まで遡及して減算となります。

※令和7年3月31日まで経過措置あり

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、福祉用具貸与、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、居宅介護支援、介護予防支援

※「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」及び「非常災害に関する具体的計画の策定」を行っている場合は、令和7年3月31日まで経過措置あり

通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、施設系サービス

③ 認知症介護基礎研修の受講の義務付け

対象サービス：全サービス

(訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、居宅介護支援、介護予防支援を除く。)

- ◆ 介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格(※)を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることが義務づけられています。
- ・ なお、新卒採用、中途採用を問わず、新たに採用した医療・福祉関係資格を有さない従業者については、採用後1年以内に受講させる必要があります。

(※) 看護師・准看護師・介護福祉士・介護支援専門員・実務者研修修了者・介護職員初任者研修修了者・生活援助従事者研修修了者・介護職員基礎研修課程修了者・訪問介護員養成研修一級(二級)課程修了者・社会福祉士・医師・歯科医師・薬剤師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・精神保健福祉士・管理栄養士・栄養士・あん摩マッサージ師・はり師・きゅう師・柔道整復師・歯科衛生士等

④ 高齢者虐待防止の推進

※減算については次頁に掲載

対象サービス：全サービス

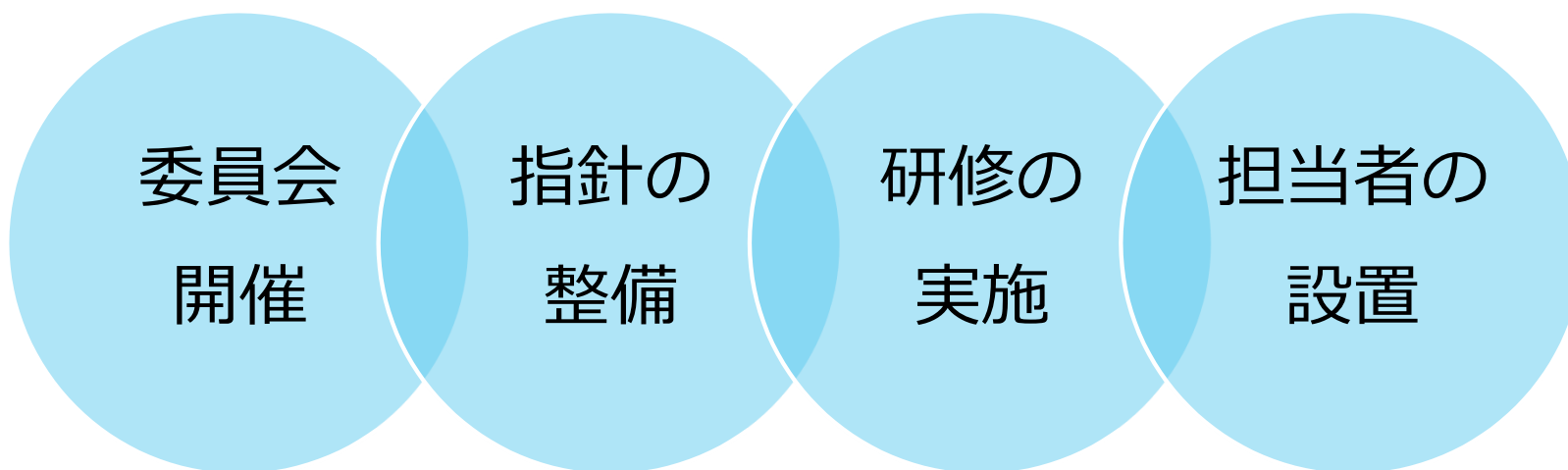
事項	内容
委員会 開催	● 定期的に開催し、委員会その他事業所内の組織、指針の整備、職員研修、相談報告体制の整備、市への通報の方法、原因分析と再発防止策、その効果と評価に関することを検討 ● 管理者を含む幅広い職種で構成 ● 他の会議体と一体的に設置・運営することや、他サービス事業者と連携等により行うことも差し支えない
指針の 整備	● 事業所における虐待防止に関する基本的考え方、委員会その他事業所内の組織、職員研修、発生時の対応方法、発生時の相談・報告体制、成年後見制度の利用支援、苦情解決方法、指針の閲覧、その他必要な事項の記載が必要
研修の 実施	● 年1回（施設系サービス、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護は年2回）以上＋新規採用時 ● 事業所内研修で差し支えないが、研修の実施内容等については記録することが必要
担当者の 設置	● 上記（委員会の開催、指針の整備、研修の実施）を適切に実施するための担当者を置く ● 担当者は虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が望ましい

※居宅療養管理指導は、令和9年3月31日まで経過措置あり

高齢者虐待防止措置未実施減算

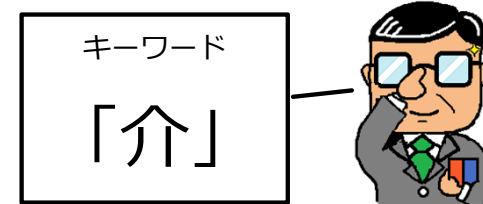
対象サービス：全サービス（居宅療養管理指導、特定福祉用具販売を除く。）

P 2 5 記載の虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合、所定単位数から減算となります。



- ・ 上記の措置の1つでも講じられていなければ減算となります。

※福祉用具貸与は、令和9年3月31日まで経過措置あり

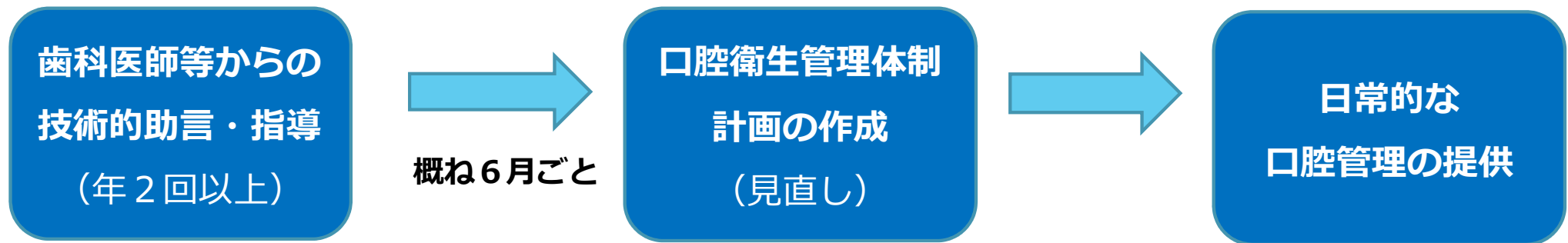


⑤ 口腔衛生管理の強化

対象サービス：施設系サービス、特定施設入居者生活介護

口腔衛生管理体制の確保・強化を促すため、施設系サービスについては経過措置期間が終了し、歯科医師等の助言・指導等に基づく口腔衛生管理体制計画の作成等が義務化されました。また、特定施設入居者生活介護については、新たに義務化されました。

※特定施設入居者生活介護は、令和9年3月31日まで経過措置あり



また、令和6年度より新たに以下の項目についても実施が必要となりました。

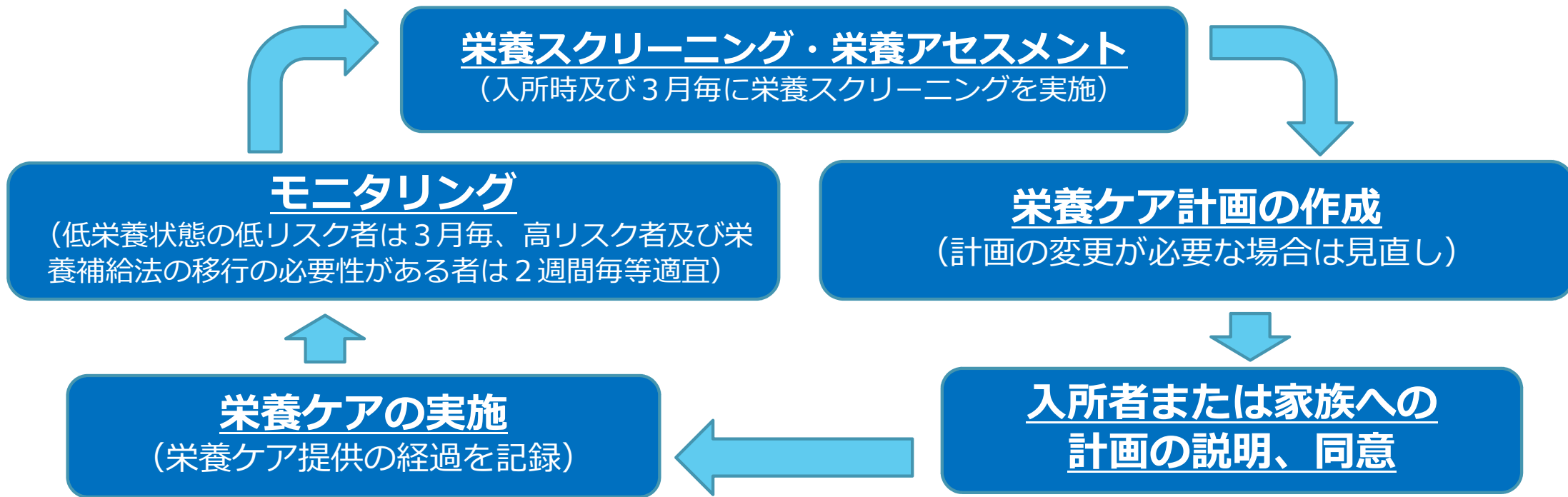
- 施設の従業者又は歯科医師等が入所者毎に施設入所時及び入所後月に1回程度の口腔の健康状態の評価を実施すること。（施設系サービスのみ義務化）
 - 技術的助言若しくは指導又は評価を行う歯科医師等においては、当該施設との連携について、実施事項等を文書等で取り決めを行うこと。
- ◆ 上記は、実施すべき主な一連の実務のみ記載していますので、詳しい内容は、大分市集団指導の資料掲載ページの「関連リンク」の欄に掲載している資料★「令和6年3月15日付け介護保険最新情報vol.1217（リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について）」をご覧ください。

⑥ 栄養ケア・マネジメントの強化

対象サービス：施設系サービス

入所者全員に対し、栄養ケア・マネジメントを実施することが義務付けられました。また、栄養士又は管理栄養士の配置基準が守られていない場合または入所者の状態に応じた栄養管理の計画的な実施ができていない場合には、**栄養管理未実施減算が適用されます。**

〈**栄養ケア・マネジメントの実施手順**〉 ※管理栄養士が実施するか、外部の管理栄養士と協力して実施してください。



- ◆ 上記は、実施すべき主な一連の実務のみ記載していますので、詳しい内容は、大分市集団指導の資料掲載ページの「関連リンク」の欄に掲載している資料★「令和6年3月15日付け介護保険最新情報vol.1217（リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について）」をご覧ください。